

令和5年度埼玉県難聴者・中途失聴者手話講習会【入門】実施要領

1 目的

手話を知らない聴覚障害者等が、手話技術を習得することによって新たなコミュニケーションの手段を獲得し、社会参加を行なえるよう支援し、もって聴覚障害者の福祉の充実を図ることを目的とする。

2 主催

社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（県委託事業）

3 対象者

難聴者や途中で聴力を失った聴覚障害者またはその家族で、手話技術を学んだことのない者もしくは、手話技術の習得が充分でない者。

4 定員

20人

5 会場

埼玉聴覚障害者情報センター

（さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館）

※会場は変更する場合がある。

6 回数・講習時間

22回(閉講式を除く) 44時間

7 日程

別紙日程表の通り

8 受講申込み方法

(1) 受付期間 令和5年8月9日(水)～9月12日(火)

(2) 申込み先

別紙の「令和5年度埼玉県難聴者・中途失聴者手話講習会（入門）申込書」を埼玉聴覚障害者情報センター福祉支援部に郵送（消印有効）か持参、または下記のQRコードで申し込むこと。



(3) 申込書の配布

埼玉聴覚障害者情報センターの他、市町村障害福祉担当課・市町村社会福祉協議会等において配布。

9 受講決定

受講の決定については、9月20日(水)までに全員に通知する。

10 修了証書の交付

全講習(22回)のうち18回以上に出席した者に、修了証書を交付する。

11 受講料

受講料は無料とする。ただし、テキスト等講習教材費は受講者負担とする。

12 テキスト

社会福祉法人全国手話研修センター発行
手話奉仕員養成テキスト「手話を学ぼう手話で話そう」(税込3,300円)
を使用する。

13 その他

- (1) テキスト、筆記用具は、各自持参すること。
- (2) テキストは、希望者からの申し込みを受け、開講式当日販売する。詳細は受講決定通知と同時に連絡する。
- (3) その他不明な点は、埼玉聴覚障害者情報センターへ照会すること。

埼玉聴覚障害者情報センター	担当	山田
〒330-0074		
さいたま市浦和区北浦和5-6-5		
浦和合同庁舎別館		
	TEL	048-814-3351
	FAX	048-814-3352

※利用時間 午前9:00~午後5:00
※休館日 月曜日 祝日

令和5年度難聴者・中途失聴者手話講習会【入門】日程表

回数	日程	曜日	時間	回数	日程	曜日	時間
1	10月3日	火	13:00	13	11月28日	火	13:00
				14	12月5日		10:00
2	10月10日	火	13:00	15			
3	10月17日	火	10:00	16	12月12日	火	10:00
4			13:00	17	12月19日	火	10:00
5	10月24日	火	13:00	18			
6	10月31日	火	10:00	19	1月9日	火	10:00
7			13:00	20	1月16日	火	10:00
8	11月7日	火	10:00	21			
9			13:00	予備	1月23日	火	10:00
10	11月14日	火	13:00	予備			
11	11月21日	火	10:00	22	1月30日	火	10:00
12			13:00	閉講式			
				予備	2月6日	火	10:00

- 時間 10:00～12:00 13:00～15:00
- 午前・午後とある場合は、各自昼食を持参してください。
- 日程や会場は変わることがあります。

令和5年度埼玉県難聴者・中途失聴者手話講習会（入門）受講申込書

フリガナ 氏名			
生年月日	昭和	・平成	年 月 日生
住所	〒 TEL () FAX () アドレス		
職業			
難聴の程度			
手話講習会の受講歴		有 ・ 無	
（ 有の場合 ）	時 期	コース（回数）	主 催 者
	年 月～ 年 月	（ 回）	
	年 月～ 年 月	（ 回）	
その他 ☆聴覚障害以外 で配慮を希望す る場合	（例：視力が弱い ・車いす使用 ・日本語の読み書きができないなど） ※受講を制限するためではありません。受講しやすい環境を作るために何うものです。		

提出先 埼玉聴覚障害者情報センター 福祉支援部
 〒330-0074
 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
 浦和合同庁舎別館
 TEL 048-814-3351
 FAX 048-814-3352